

広島県告示第千百六十三号

次の診療所の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急診療所として認定した。

平成十九年十一月二十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

名称	所在地	効力を有する期限	備考
山田脳神経外科	三原市宮浦六丁目二番一 号	平成三二年一月二八日	更新